

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【財政・変革局税務部税制課】 2
- 北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【財政・変革局税務部税制課】 3

◇ 告 示

- 街区の区域変更【総務市民局市民部区政推進課】 4

北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 5 6 号

北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市市税条例等の一部を改正する条例（令和 6 年北九州市条例第 3 4 号）付則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行期日は令和 8 年 4 月 1 日とし、同条第 2 号に掲げる規定の施行期日は令和 9 年 1 月 1 日とする。

北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 5 7 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市市税条例の一部を改正する条例（令和 7 年北九州市条例第 3 3 号）
付則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定の施行期日は、令和 9 年 1 月 1 日とする。

北九州市告示第 3 7 2 号

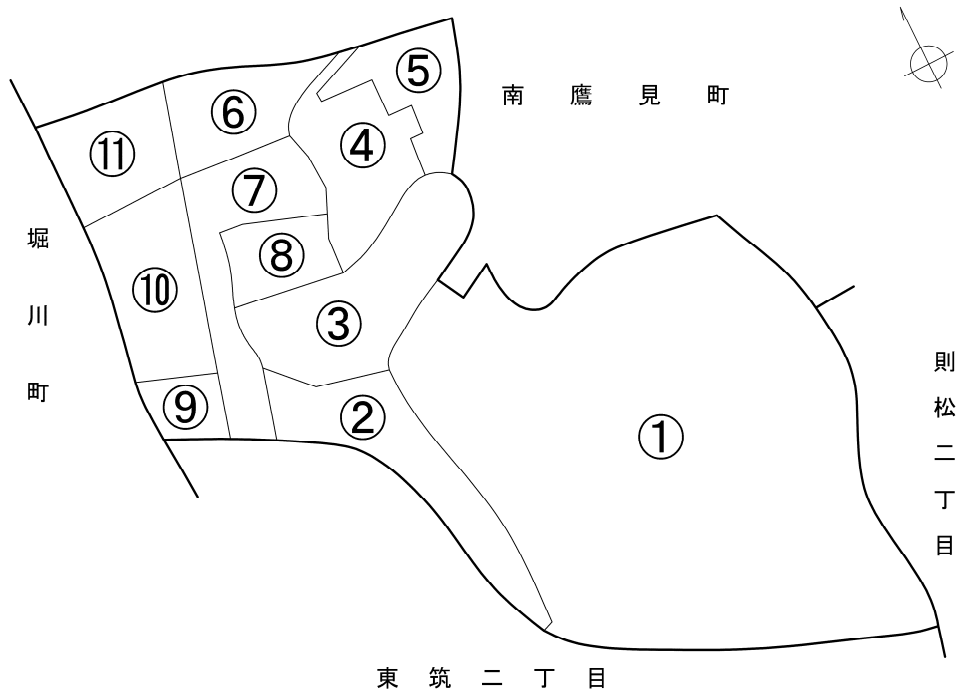
北九州市住居表示に関する条例（昭和 4 1 年北九州市条例第 4 号）第 2 条の規定により、別図 1 の北九州市八幡西区東筑一丁目 2 番、3 番及び 7 番の街区の区域を別図 2 のとおり変更し、令和 7 年 9 月 1 1 日から実施するので告示する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

北九州市長 武 内 和 久

別図 1

東 筑 一 丁 目



別図 2

東 筑 一 丁 目

